

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年8月25日（平成29年（行情）諮問第339号ないし同第342号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第337号ないし同第340号）

事件名：発達障害児者等の理解を促進するために作成した文書の不開示決定に関する件

「自閉症者の定義（発達障害支援法で使用しているもの）」の不開示決定に関する件

診断書（精神障害者のもの）の不開示決定に関する件

「発達障害者の定義・判定手続（警察庁で使用しているもの）」の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に、文書の特定を確認した。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分1について（諮問第339号）

##### （1）処分1について

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるものと認め、「行政文書開示請求書の補正について」（平成29年4月26日付け平29警察庁甲情公発第86-1号）（以下「本件補正依頼書」という。）により、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人がこれに応じなかったことから、処分庁は、

本件開示請求の形式上の不備は補正されなかったとして、不開示とする決定（平成29年5月30日付け平29警察庁甲情公発第86-2号）を行った。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に、文書の特定を確認した。」旨を主張する。

(3) 処分1の妥当性について

ア 形式上の不備について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。

形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合を含むものと解され、また、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

処分庁においては、「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令（平成27年11月17日付け警察庁訓令第19号）」における障害には発達障害が含まれていることから、当該訓令が本件開示請求の対象文書であるものと思料されたが、本件開示請求がどのような行政文書を請求しているのか特定できなかった。

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があると認め、審査請求人に対して補正を求めたものである。

イ 不開示決定の該当性について

法9条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるときは、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当するものと解される。

処分庁は、上記アのとおり、本件開示請求に形式上の不備があると認め審査請求人に補正を求めたものであるが、審査請求人がこれに応じなかったため、本件開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示決定をしたものである。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記（２）のとおり、「開示請求時に、文書の特定を確認した」旨を主張するが、開示請求のために来訪した審査請求人は、本件開示請求の趣旨について職員が確認を求めた際に持論を述べるにとどまっており、文書の特定には至らないまま退室したものである。

よって、審査請求人が主張するような事実はない。

## エ 結論

以上のとおり、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした処分１は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について処分１維持が適当と考える。

## 2 処分２について（諮問第３４０号）

### （１）処分２について

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるものと認め、本件補正依頼書により、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人がこれに応じなかったことから、処分庁は、本件開示請求の形式上の不備は補正されなかったとして、不開示とする決定（平成２９年５月３０日付け平２９警察庁甲情公発第８６－３号）を行った。

### （２）審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に、文書の特定を確認した。」旨を主張する。

### （３）処分２の妥当性について

#### ア 形式上の不備について

法４条２項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。

形式上の不備については、法４条１項の記載事項が記載されていない場合のほか、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合を含むものと解され、また、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件開示請求がどのような行政文書を請求しているのか特定できないことから、処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があると認め、審査請求人に対して補正を求めたものである。

#### イ 不開示決定の該当性について

法９条２項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を

開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるときは、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当するものと解される。

処分庁は、上記アのとおり、本件開示請求に形式上の不備があると認め審査請求人に補正を求めたものであるが、審査請求人がこれに応じなかったため、本件開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示決定をしたものである。

#### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記（２）のとおり、「開示請求時に、文書の特定を確認した」旨を主張するが、開示請求のために来訪した審査請求人は、本件開示請求の趣旨について職員が確認を求めた際に持論を述べるにとどまっており、文書の特定には至らないまま退室したものである。

よって、審査請求人が主張するような事実はない。

#### エ 結論

以上のとおり、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした処分２は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について処分２維持が適当と考える。

### 3 処分３について（諮問第３４１号）

#### （１）処分３について

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるものと認め、本件補正依頼書により、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人がこれに応じなかったことから、処分庁は、本件開示請求の形式上の不備は補正されなかったとして、不開示とする決定（平成２９年５月３０日付け平２９警察庁甲情公発第８６－４号）を行った。

#### （２）審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に、文書の特定を確認した。」と主張する。

#### （３）処分３の妥当性について

##### ア 形式上の不備について

法４条２項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。

形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合を含むものと解され、また、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件開示請求がどのような行政文書を請求しているのか特定できないことから、処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があると認め、審査請求人に対して補正を求めたものである。

#### イ 不開示決定の該当性について

法9条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるときは、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当するものと解される。

処分庁は、上記アのとおり、本件開示請求に形式上の不備があると認め審査請求人に補正を求めたものであるが、審査請求人がこれに応じなかったため、本件開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示決定をしたものである。

#### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記(2)のとおり、「開示請求時に、文書の特定を確認した」旨を主張するが、開示請求のために来訪した審査請求人は、本件開示請求の趣旨について職員が確認を求めた際に持論を述べるにとどまっておき、文書の特定には至らないまま退室したものである。

よって、審査請求人が主張するような事実はない。

#### エ 結論

以上のとおり、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした処分3は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について処分3維持が適当と考える。

### 4 処分4について（諮問第342号）

#### (1) 処分4について

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるものと認め、本件補正依頼書により、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人がこれに応じなかったことから、処分庁は、本件開示請求の形式上の不備は補正されなかったとして、不開示とする決定（平成29年5月30日付け平29警察庁甲情公発第86-5号）を行った。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に、文書の特定を確認した。」と主張する。

(3) 処分4の妥当性について

ア 形式上の不備について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。

形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合を含むと解され、また、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件開示請求がどのような行政文書を請求しているのか特定できないことから、処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があると認め、審査請求人に対して補正を求めたものである。

イ 不開示決定の該当性について

法9条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるときは、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当するものと解される。

処分庁は、上記アのとおり、本件開示請求に形式上の不備があると認め審査請求人に補正を求めたものであるが、審査請求人がこれに応じなかったため、本件開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示決定をしたものである。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記(2)のとおり、「開示請求時に、文書の特定を確認した」旨を主張するが、開示請求のために来訪した審査請求人は、本件開示請求の趣旨について職員が確認を求めた際に持論を述べるにとどまっており、文書の特定には至らないまま退室したものである。

よって、審査請求人が主張するような事実はない。

エ 結論

以上のとおり、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開

示とした処分4は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について処分4維持が適当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月25日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第339号ないし同第342号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月17日 審議（同上）
- ④ 同年11月14日 審議（同上）
- ⑤ 同月21日 平成29年（行情）諮問第339号ないし同第342号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に補正を求めたが、審査請求人はこれに応じなかったため、本件開示請求には行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする原処分（処分1ないし処分4）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 処分庁の開示請求窓口は、警察庁情報公開室となっている。

イ 警察庁情報公開室の窓口における求補正等について

(ア) 審査請求人は、平成29年4月18日に、警察庁情報公開室の窓口において、文書1に係る行政文書開示請求書を提出し、行政文書の開示を請求した。

(イ) 上記（ア）の行政文書開示請求書を受理した処分庁の担当者（以下「本件担当者」という。）は、その際、同開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」に「発達障害児者等の理解を促進するために作成した文書」と記載されていることを確認した。

本件担当者は、上記の請求文言が概括的に過ぎ、該当し得る行政文書が長官官房（警察官に対する教育・指導等）、刑事局（被疑者の取調べ等）、生活安全局（障害者虐待事案への対応等）といった庁内の多岐にわたる部局で保有されている可能性があることから、関連し得る行政文書を探索するためには、審査請求人がより具体的

にどのような行政文書を請求しているのかを特定する必要があると考えた。

そこで、本件担当者は、審査請求人に対して、「発達障害」を含む障害の理解の促進に係る文書の一例として、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、また、これらに関する職員の研修や啓発について規定する「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令（平成27年11月17日付け警察庁訓令第19号）」を例示し、このような行政文書を請求しているのかを確認した。

(ウ) これに対し、審査請求人は、本件担当者に対して、自身が求めている行政文書は、例示されたようなものではない旨を申し述べるとともに、提出した行政文書開示請求書の裏面に、「自閉症者の定義（発達障害支援法で使用しているもの）」（文書2）、「診断書（精神障害者のもの）」（文書3）、「発達障害者の定義・判定手続（警察庁で使用しているもの）」（文書4）と手書きで記載した。

本件担当者が、審査請求人に対し、上記開示請求書の裏面に文書2ないし文書4について記載した理由を確認したところ、審査請求人は、文書2ないし文書4も併せて開示請求する旨を申し述べ、当該開示請求書に追加分の収入印紙を貼付したことから、本件担当者はそれぞれの開示請求について、審査請求人が具体的にどのような行政文書を請求しているのか、その趣旨を同様に確認したが、審査請求人はこれに回答しなかった。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)のやり取りを踏まえ、本件担当者は、上記訓令が「障害」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害をいう。」と具体的に定義していること（同訓令2条）、また、発達障害者支援法が「発達障害」の定義に「自閉症」を含めていること（同法2条）に照らせば、上記訓令は、文書1のみならず、文書2ないし文書4の開示請求対象にも該当し得るのではないかと改めて確認を求めたところ、審査請求人は、上記訓令は自身が求めているいずれの行政文書にも該当しない旨を申し述べた。

(オ) そこで、本件担当者は、文書2ないし文書4についても、それぞれの請求文言に該当し得る行政文書は、文書1と同様に、庁内の多岐にわたる部局で保有されている可能性があることなどから、審査請求人に対し、上記訓令でさえ審査請求人が求める行政文書に該当しないとのことであれば、審査請求人が求めている行政文書を探索するためには、より具体的にどのような行政文書を念頭においているのかを特定する必要がある旨伝えた。その際、本件担当者は審査

請求人の回答の一助となるよう、例えば、自閉症を含む発達障害者に関連する施策や業務であれば、「障害を理由とする差別の解消に関するもの」、「発達障害者に係る被疑者の取調べに関するもの」、「発達障害者に係る犯罪被害者支援に関するもの」など多様に実施していること、精神障害者に係る診断書であれば、業務上の診断書の取扱要領から個別の事件事故等に係る診断書に至るまで多種多様な行政文書が保有されている可能性があること、さらには、発達障害等に関連し得る訓令、通達、通知及び事務連絡の類並びに警察職員のための教養資料及び業務推進のためのマニュアル等の行政文書が各種各分野において保有されている可能性があることなどを約2時間にわたって説明した上で、審査請求人に対し、より具体的にどのような行政文書を求めているのかを再三にわたり確認したが、同人は本件担当者の質問には何ら回答することなく、持論を述べるのみであったため、開示請求の対象となる行政文書を特定することができなかった。

ウ 本件補正依頼書による求補正等について

- (ア) 処分庁は、上記イのとおり審査請求人に対し口頭で補正を求めたが、行政文書を特定することができなかったことから、本件補正依頼書により補正を求めることとした。
- (イ) 本件補正依頼書には、警察庁情報公開室の窓口で例示した上記訓令名を改めて記載するとともに、「文書1ないし文書4について、どのような文書を求めているのか不明確なことから、行政文書を特定するために、請求する行政文書の名称等を確認いたします。なお、確認後に行政文書の検索を行い、再度補正によって文書名と手数料を確認いたします。」などと記載し、それぞれ回答欄を設けた上で補正を求めた。
- (ウ) しかし、補正の回答期限を経過しても審査請求人から回答がなく、その請求の趣旨が確認できないため、本件対象文書の特定ができなかった。

(2) 形式上の不備の有無について

警察庁において、文書1ないし文書4の請求文言に該当し得る行政文書が、庁内の多岐にわたる部局において、訓令や通達から各業務担当の警察官に対する教養資料や業務運営上のマニュアル等に至るまで、それぞれの請求につき多種類保有されている可能性があること、そのため、文書1ないし文書4に該当すると考えられる具体的な一例として特定の訓令を上記(1)イ(イ)及び(エ)のとおり例示するなどして、開示請求対象をより具体的に説明するよう求めたにもかかわらず、審査請求人は、自身の求めている文書は当該訓令ではない旨を述べるのみで、よ

り具体的に当該訓令以外のどのような行政文書を求めているのかを一切回答することがなかったため、それぞれの請求の趣旨が確認できず、具体的な行政文書の探索に必要な本件対象文書の特定ができなかったとする諮問庁の上記（１）の説明は首肯でき、本件開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

（３）求補正手続の妥当性について

ア 本件担当者は、審査請求人に対し、警察庁情報公開室の窓口において、文書１ないし文書４に該当すると考えられる行政文書の一例を示しつつ、本件対象文書を探索するためには請求対象をより具体的に特定するための情報が必要である旨を詳細に説明した上で、その場で行政文書の特定について補正を求めており、さらに、処分庁は、審査請求人に対し、約２週間の回答期限を設けた本件補正依頼書を送付し、上記（１）ウ（イ）のとおり本件対象文書の名称等の補正を求めたものと認められる。

イ 上記アの求補正手続については、約２週間の回答期限を設けた点は、相当な期間を定めて補正を求めたものと認められ、その他、求補正に係る手続に不適切な点があったとは認められない。

（４）結論

以上のことから、本件開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

３ 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件対象文書の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号	
文書番号	名称	処分	日付及び文書番号
文書1 (諮問第 339 号)	発達障害児者等の理解を 促進するために作成した 文書	処分1	平成29年5月30日付け 平29警察庁甲情公発第8 6-2号
文書2 (諮問第 340 号)	自閉症者の定義(発達障 害支援法で使用している もの)	処分2	平成29年5月30日付け 平29警察庁甲情公発第8 6-3号
文書3 (諮問第 341 号)	診断書(精神障害者のも の)	処分3	平成29年5月30日付け 平29警察庁甲情公発第8 6-4号
文書4 (諮問第 342 号)	発達障害者の定義・判定 手続(警察庁で使用して いるもの)	処分4	平成29年5月30日付け 平29警察庁甲情公発第8 6-5号